「Bacillus subtilis NTIO5 (pHYT2Aopt) 株を利用して生産されたシクロデキスト リングルカノトランスフェラーゼ」に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案) についての意見・情報の募集結果について

- 1. 実施期間 令和4年6月29日~令和4年7月28日
- 2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3. 提出状況 6件
- 4. 意見・情報及び食品安全委員会の回答

意見・情報**

- ・わずか数十年程度の知見に限 られている遺伝子組換品につい ては、中・長期的な影響はまだ まだ判断できないはず。遺伝子 組換品は、100%の安全性が断 言できるまで、使用を禁止すべ き。
- 日本ではすでに500種以上 の遺伝子組換成分「飼料用含 む〕が承認されており、この数 字はダントツの世界一のレベル と思われるが、これ以上増やす のはやめていただき、いったん すべての遺伝子組換品の使用・ 流入を停止いただきたい。
- ・これだけ多くの遺伝子組換品 を流通させているのに、健康影 響を見るときは、いつも単品で しか見ていない。(残留農薬や 添加物も含めた)複合影響も確 認すべき。複合影響を検証でき ないなら、検証できるまで認め るべきではない。

食品安全委員会の回答

食品安全委員会は、国民の健康の 保護が最も重要であるという基本 的認識の下、規制等のリスク管理を 行う行政機関から独立して、科学的 知見に基づき客観的かつ中立公正 に食品健康影響評価を行っていま す。この食品健康影響評価は、食品 安全基本法第11条第3項に基づき、 その時点において到達されている 水準の科学的知見に基づいて行う こととしております。

本添加物については、組換え DNA 技術の応用に起因する新たな有害 成分が含まれていないことを確認 することが重要であり、「遺伝子組 換え微生物を利用して製造された 添加物を利用して製造された添加 物の安全性評価基準」(平成16年3 月 25 日食品安全委員会決定) に基 づき、挿入遺伝子の安全性、遺伝子 の挿入に起因して産生されるタン パク質の毒性、アレルギー誘発性等 について確認した結果、人の健康を ・従来の添加物と比較して、同 損なうおそれはないと判断しまし 等であれば遺伝子組換え品でも認めるといううスタンス自体が、「遺伝子組み換え技術に不安はない」という空虚な自信を基づくもので、たまた発見した。 基づくもので、たまたいないので、ないない(気づいない。それでいなりというな派加物(一本を見いたないのもまたいる)と同等というできるい。

遺伝子組換品は、中長期的な影響はまだ判断できず、100%の 安全性が断言できるまで使用を 禁止すべきです。

また、日本はアメリカやヨーロッパ等と比較すると、食品添加物の使用も非常に多く、これにより国民は無意識に健康を害していると言っても過言ではありません。

さらに、500種以上の遺伝子 組換成分[飼料用含む]が承認 されており、この数字は世界一 のレベルと思われます。即効、 使用を辞めて頂き、真に国民の 健康を考えた対応をお願いした いです。

安全性が認められているとして も、自然なものではなく、長期 的な安全の保証はないので、認 めることに反対する。

日本は添加物ナンバー1の国です。これ以上増やすと、国民は病気にかかりやすくなり、医療費が増えます。添加物を増やすのはなしです。

遺伝子組み換え食品はいりません。作りません。輸入しません。遺伝子組み換え作物を作るならば、生態系に異常が出ます。

た。

また、遺伝子組換え食品等を摂取することによる複合影響に関しては、従来品と比較し、安全性を個々に確認することで、食品としての安全性は担保されているものと考えております。

なお、遺伝子組換え食品等の使用、流入についての御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、厚生労働省へお伝えします。

遺伝子組換え食品の認可、輸入についてのご意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、遺生労働省へお伝えします。なお、遺伝子組換え食品等の環境へ与える影響の評価については、「遺伝子名換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(カルタヘナ法)に基づき、農林水産省、厚生労働省及び環境省におき、原生労働省及び環境省にご意見については、関係省庁へお伝えします。

反対です。 これ以上増やす必要は感じませ	
ん。 むしろ減らしていくべきだと考	
えます。	

※ 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。